

## 第11章 許認可・進出手続

本章では、BOI への投資奨励申請手続、非公開会社の設立手続、工場設立に関する手続、その他の投資奨励証書受領後の手続の概要を示す。また、各手続段階で必要とされる書類、添付書類等についても記載する（大まかな流れは図表 11-3、11-5 を参照）。また、最後に、タイにおける一般的な M&A の方法についても言及する。

### 1. BOI への投資奨励申請手続

#### (1) 申請書の提出

事前調査が終了し、事業計画完成後、BOI のウェブサイトから電子申請を行う。

申請書には、製造品目カタログ、会社概要、工程表等を添付する必要がある。工程表に記載のある工程は投資奨励を受けた後に遵守する義務があり、材料の入荷・検査から製品の検査・出荷までもらさず記入する必要がある。また、この工程表に指定されたもの以外の機械・設備については関税の免除や軽減を受けることができないため、工程表と機械・設備導入の整合性に注意を要する（工程表で必要とされない機械・設備の輸入税減免は認められない）。なお、環境を汚染するおそれのある事業については「初期環境影響調査結果報告書 ([https://www.boi.go.th/un/form\\_app1](https://www.boi.go.th/un/form_app1))」を申請書と同時に提出しなければならない。また、中古機械・設備の導入は原則認められないが、一定の例外の下では認められることもあるため、その場合には、機械・設備の能力証明書も同時に提出しなければならない。

#### (2) BOI 担当官によるインタビュー

申請者は、電子申請提出後、BOI 担当官にアポイントを取り、申請書提出から原則として 10 営業日以内にインタビューを受けなければならない。インタビューの目的は、委員会で案件を審議するための追加的な情報の入手であり、具体的には、製品の詳細、製造工程についての技術的な説明や申請者（会社）の現在の事業内容について 2 時間程度のヒアリングを受ける。インタビューには技術者の同行も可能である。

#### (3) 委員会による案件審査

BOI 担当官による案件の詳細レポートができあがると、委員会に提案され審議される。この場合、投資額により次のように取り扱う委員会等が異なる。

- ① （土地代と運転資金を除き）投資額 2 億バーツ以下の場合： BOI 事務局の内部委員会
- ② 投資額 2 億バーツ超 7 億 5,000 万バーツ以下の場合： BOI の小委員会
- ③ 投資額 7 億 5,000 万バーツ超の場合： BOI の小委員会及び投資委員会

原則、内部委員会と小委員会は毎週開催、投資委員会は四半期ごとに開催される。申請書提出から審査認可までの期間は、①の場合は 40 営業日以内、②の場合は 60 営業日以内、③の場合は 90 営業日以内と定められている（BOI の組織については「第 6 章 外資導入政策と管轄官庁」を参照）。ただし、所定の基準等を全て充足した場合に必ず BOI による認可や恩典を受けることができるというわけではなく、最終的には BOI やその担当官の裁量次第である点に留意が必要である。

#### (4) 認可通知とそれに対する回答

委員会で認可されると、その旨が文書により申請者に通知される。認可通知書には BOI の政策による恩典と条件がタイ語で記載されている。この通知を受け取ってから 1 ヶ月以内に通知書の内容を受理するか否かを電子申請または書面で回答する必要がある（様式があり、回答期限の延長も可能である。また、不明な点等があれば、通知書の内容について文書で問い合わせることが可能である）。なお、一般に、認可通知書には図表 11-1 に示した書類が添付される。

図表 11-1 認可通知書への一般的な添付書類

1	認可受理の回答フォーム
2	認可受理の回答期限延長の申請フォーム
3	奨励証書(Promotion Certificate)発給申請フォーム
4	機械輸入に関する告示 (BOI事務局告示Por. 2/2556 (2013年)及びBOI事務局告示Por. 1/2548 (2005年))と、タイで製造できる機械・設備リスト
5	法人所得税免税の恩典を使用する前の事業実績の報告方法(BOI事務局告示Por. 4/2544 (2001年) (BOI事務局告示Por. 1/2549 (2006年)による改正を含む。))
6	電子システム(eMT)による機械品目表承認の基準と方法(BOI事務局告示 Por. 3/2548 (2005年)、Por. 2/2554 (2011年)及びPor. 7/2559 (2016年))
7	インフラ、労働調査表のフォーム

(出所) BOI 資料より作成

#### (5) 奨励証書の発給

認可通知への回答後、正式な奨励証書の発給申請を行う。当初の奨励申請は個人名でも可能であったが、BOI の奨励事業は法人（非公開会社等）により実施されることが要件になっていることから、奨励証書発給申請は現地法人の責任者名義で行う必要がある。したがって、BOI への奨励申請と並行して、現地法人設立事務を進めておけば、時間を節約することができる（なお、当初の段階では、資本金の払込みは民商法典により各株式の額面の 4 分の 1 以上で足りるが、BOI 認可企業の場合、奨励証書の定めにより操業開始までに各株式に関して全額払い込むことが要求される点に留意が必要である）。

奨励証書発給申請は、奨励認可の回答日より 6 ヶ月以内に行う必要があり、奨励証書は、通常、発給申請から 10 営業日以内に発給される。奨励証書発給申請に一般に必要な書類は図表 11-2 のとおりである。

図表 11-2 奨励証書発給申請に必要な書類

1	奨励証書発給申請書 (BOI様式: 様式Kor Kor Tor 05)
2	法人登記証明書 (登記官が証明した基本定款、付属定款及び株主リストを含む)
3	増資の場合の基本定款の謄本 (もしあれば)
4	登録資本金、取締役氏名、代理権及び本店所在地が記載された法人登記事務所による証明書
5	海外からの資金送金を証明する書類 (外国からの投資がある場合)
6	合併事業契約、技術援助契約、その他の援助契約 (もしあれば)
7	必要インフラ、人材調査票

(出所) BOI 資料より作成

## 2. 非公開会社の設立手続

タイの非公開会社の場合、設立にあたって登録資本金 (Registered Capital) に相当する株式を全株発行し、各株式について 25% 以上払い込むことにより会社は設立される。その後、取締役により未払込分の払込みを請求することができるが、BOI の奨励認可を受けた会社は、操業開始までに株式の全額を奨励証書の定めに従い払い込むことが求められるので留意する必要がある。

会社登記に関する手続きは以下のとおりである。その際、提出する書類等は全てタイ語に翻訳して提出する必要がある。

### (1) 商号の予約

ほかの会社の商号と重複しないように、予め候補となる商号を商務省事業開発局のウェブサイトを通じて予約する。予約した商号候補については、予約した日から 30 日間は登記に使用することができる。なお、係る 30 日間の期間の延長は認められていないが、同一商号での再予約は可能である。

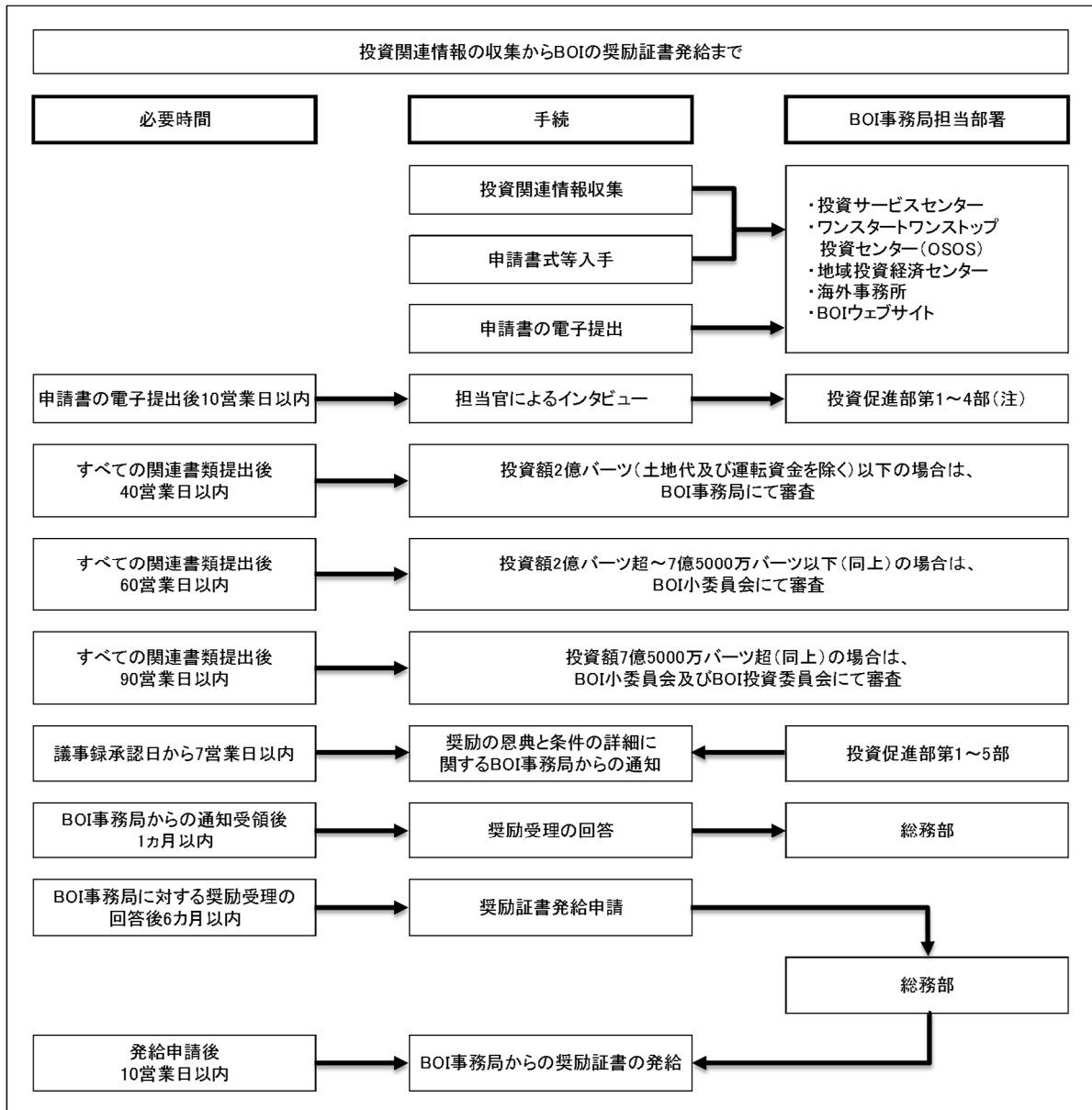
### (2) 基本定款の登記

タイの民商法典では、非公開会社は基本定款を定めることが義務づけられている。基本定款には、①商号 (末尾に必ず「limited」を付さなければならない。)、②本社所在地 (県名のみ)、③登録資本金額、④一株あたりの額面金額<sup>7</sup>、⑤総株式数、⑥株主の有限責任、⑦会社の目的、⑧発起人の氏名、住所、職業及び署名並びに各発起人の引受株式数の記載が求められる。これを事業開発局で登記する。

<sup>7</sup> 法律上は一株あたりの額面金額は 5 パーツ以上とされているが、通常は 100 パーツや 1,000 パーツとするケースが多い。

登記にあたっては、会社の目的として記載されている業務以外を実施することができないので留意する必要がある。登記料は 500 パーツである。2023 年 12 月 31 日までであれば、インターネット上の登記の登記料は 250 パーツ、特定経済開発区内に本社を有する会社の登記は 250 パーツである。

図表 11-3 申請から操業開始までの手続きの流れ（その 1）



(注) 投資促進部第1部が農業・バイオ・医療機器産業、第2部が先進製造業、第3部が基礎・裾野産業、第4部が創造・デジタル産業を担当する。

(出所) BOI 資料より作成

### (3) 全株式の引受け、創立総会の開催

発起人は、全株式の引受け後、会社の創立総会を開催し、図表 11-4 に掲げた事項を決議しなければならない。

図表 11-4 創立総会の決議事項と非公開会社の主な登記事項

創立総会の決議事項	非公開会社の主な登記事項
1 株式引受人の氏名・名称、地位及び住所 (各引受人の引受株式数を含む)の確認	1 株主の氏名、年齢、職業、国籍、持株数
2 付属定款	2 金銭以外による払込みがなされた株式数(種類別)
3 発起人による行為及び負担した経費の追認	3 取締役の氏名、住所、年齢、職業
4 優先株式がある場合には優先株式に関する事項	4 取締役の権限及び署名
5 金銭以外による払込みがなされた株式の総数	5 付属定款
6 取締役の選任及び権限の決定	6 本店及び支店(もしあれば)の住所
7 会計監査人(外部の公認会計士)の選任	7 会社印

### (4) 非公開会社の登記(最終登記)

創立総会で選任された取締役は、創立総会后3ヵ月以内に会社の登記を行わなければならない。登記に必要な主な事項は図表 11-4 のとおりである。また、創立総会の議事録を併せて提出しなければならない。登記料は、一律 5,000 バーツである。

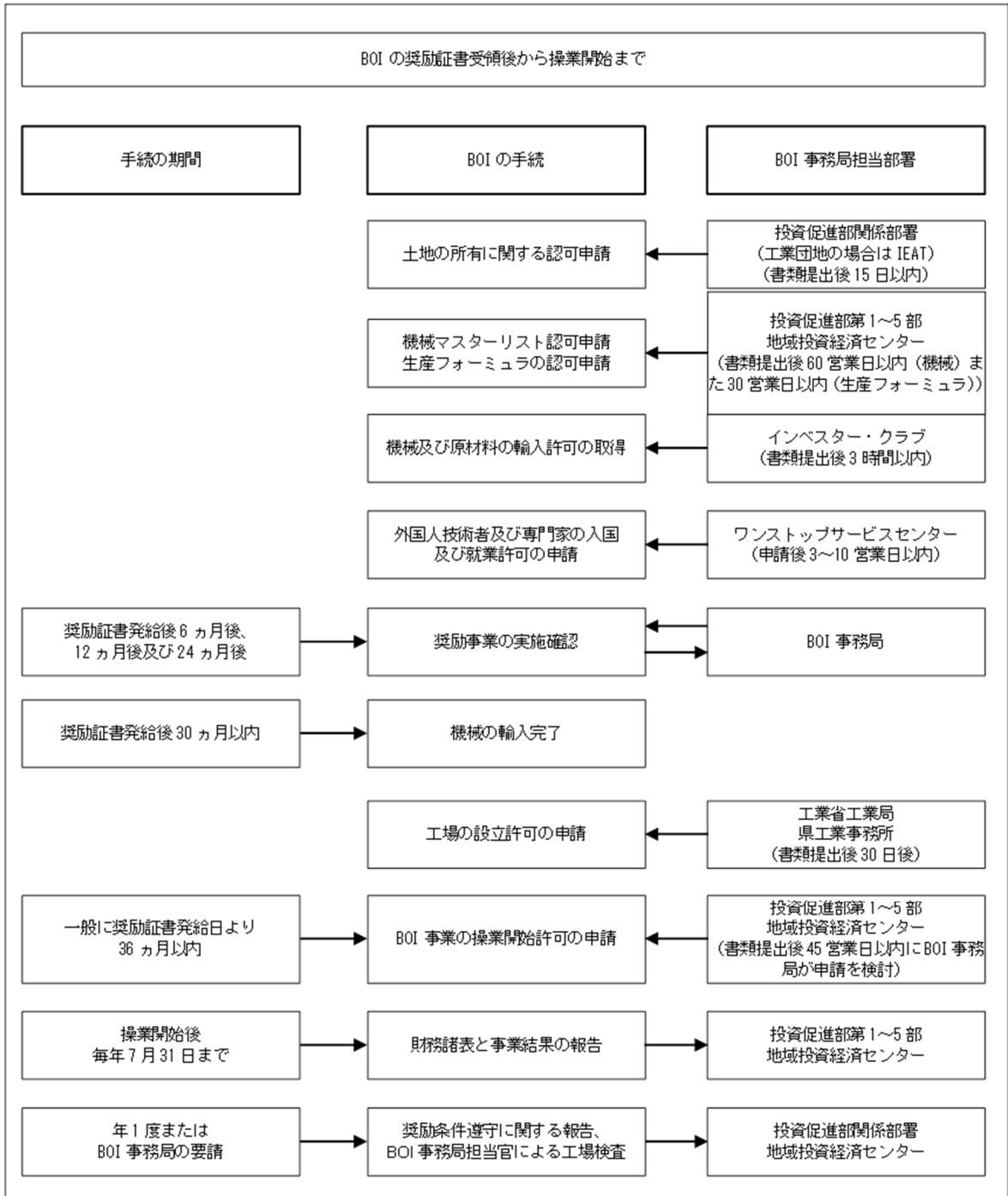
なお、以下の事項を一日で完了することができる場合、取締役は、会社及び基本定款の登記を一日で行うことも可能である。

- (i) 会社が登記を予定している株式の全てが引き受けられること
- (ii) 引受人による払込みがなされること
- (iii) 発起人及び引受人全員が出席する創立総会において、当該総会の議題が発起人及び引受人全員によって承認されること

### (5) 税務登録

設立後の会社は、歳入局に対して付加価値税(VAT)に係る納税者登録を行わなければならない(ただし、会社がタイ国内で営業し、年間取引高が180万バーツを超える場合に限る)。ただし、実際に事業が開始されていなくても支払が発生することがあるため、支払が発生する以前に納税者登録をしておく必要がある。そうでない限り、物品購入や建築代金の支払に関連して支払った付加価値税の還付請求ができなくなる点に留意する必要がある。

図表 11-5 申請から操業開始までの手続きの流れ（その 2）



(出所) BOI 資料より作成

### 3. 奨励証書受領後の手続

#### (1) 事業開始準備

企業は、奨励証書発給後 6 ヶ月以内に、工場建設を開始し、原材料や機械・設備の輸入申請や



発注等を行う等、事業の開始に向けた準備をしなければならない。

また、BOI 事務局から各奨励企業に対して、奨励証書発給後の 6 ヶ月後、12 ヶ月後及び 24 ヶ月後に奨励事業実施確認書が送付されるので、各 BOI 奨励企業は進捗状況を文書で回答する必要がある。BOI 事務局が 2 回督促しても報告しない場合、奨励証書は取り消される。

## (2) 土地購入

土地法により、原則として外国人（外国人が総株式の 49% 超を保有している企業または外国人株主数が全株主の半数を超えている企業）は土地を所有することができないが、BOI 奨励企業やタイ工業団地公社（IEAT）の管理下にある工業団地に立地する企業は、外国人の持株比率または外国人株主数にかかわらず土地を所有することが可能である。BOI 奨励企業の場合には、図表 11-6 に示した主な書類を添えて、e-Land システムを通じオンラインにより申請する。IEAT の管理下にある工業団地内に土地を取得する場合には、IEAT で手続きをすることになる。申請が承認されると、BOI 事務局または IEAT から土地所有承認証書が発給される。具体的な土地の取得にあたっては、その土地が所在する地区の土地局にコンタクトを取る必要がある。

図表 11-6 土地所有権許可申請必要書類

1	申請書
2	土地所在地の地図
3	土地権利証書
4	建設計画
5	対象となる土地の利用が適用法令で禁止されていないことを証する文書の写し
6	その他必要書類

（出所）BOI 資料より作成

## (3) 工場建設と操業開始

奨励企業は一般的に、奨励証書発給日から 36 ヶ月以内に操業を開始しなければならないとされているため、それまでに工場建設、機械・設備の搬入・据付・試運転等を行うことが必要である。工場設立許可の所管は工業省工業局であり、地方の場合は各県の工業担当官事務所へ申請する。IEAT の管理下にある工業団地に入居する場合には IEAT で手続きをすることになる。この申請手続は受注工事業者の協力や支援を得て行う場合もある。一般に申請に必要とされる書類を図表 11-7 のとおりである。

工場設立許可を受けた後操業を開始する場合には、15 日以上前に工業担当官へ通知する必要がある。BOI 奨励事業の場合には、BOI 事務局に対しても操業開始許可を申請しなければならない。他方で、IEAT の管理下にある工業団地の場合には、IEAT で申請をすることになる。

図表 11-7 工場設立許可申請の際の主な必要書類

1	申請書（工場の概要を記載する）
2	法人登記簿写し（取締役の権限、会社の目的等）
3	工場所在地地図
4	工場内における機械レイアウト（正確な縮図で、建築士の証明を付す必要がある）
5	工場設計図（正確な縮図で、建築士の証明を付す必要がある）
6	公害防止対策の説明書
7	その他必要書類

（出所）BOI 資料より作成

#### 4. タイにおける一般的な M&A の方法

日本企業がタイの企業を買収する際に一般的に用いられる方法は、株式譲渡と事業譲渡の 2 つの方法である。

株式譲渡や事業譲渡に要する期間は、デューデリジェンスの範囲、契約交渉、当局との間で必要となる手続き等、様々な要因に左右されるものの、一般には株式譲渡の方が事業譲渡よりも手続きがシンプルであるため、より短い期間での実行が可能と考えられる。また、原則として事業譲渡によって許認可を譲受人に承継させることはできないことから、許認可が承継対象事業にとって重要である場合には、株式譲渡による方法がまずは検討される。上記以外の主な考慮要素としては、取引に伴う課税関係、個別の資産・負債の承継方針、潜在債務（紛争、租税、労務等）の有無等が挙げられる。これらの点で両者の方法に大きな差異が存在しない場合には、株式譲渡の方法を選択されることが多い。

上述したようにこれまで一般的な企業買収の方法は株式譲渡と事業譲渡のみであったのが、2022 年 11 月 8 日付で改正された民商法第 23 号（2023 年 2 月 7 日より施行）を受け、吸収合併の方法も可能となった。吸収合併では、吸収する側の存続会社が有していた許認可は合併後も引き継がれると考えられているため、M&A における方法の選択肢が広がることが期待されている。詳細については改正法施行後の運用状況を受けて判断する必要がある。

##### (1) 株式譲渡

既存の事業を買収するための典型的かつ迅速な方法は、対象会社の株式を既存株主から譲り受けることである。

非公開会社であれば、タイ法上、株式の譲渡人と譲受人の間で株式譲渡証書<sup>8</sup>を締結し、これに

<sup>8</sup> 株式譲渡証書には、譲渡代金または株式に係る払込価額のいずれか高い方の 0.1%相当額の印紙税が課せられる。



少なくとも一人の証人が署名することによって（実務上は譲渡人と譲受人の双方において証人を準備することが一般的である）、対象会社の株式の譲渡を行うことができる。ただし、株式の譲渡制限や先買権、売却参加権（tag-along）等の対象会社の付属定款や、株主間契約に定める株式譲渡に係る制限や条件等に留意する必要がある。株式譲渡に先行して、対象会社のデューデリジェンスが行われることが一般的であり、その結果を踏まえ、株式譲渡に関する詳細な条件や表明及び保証、クロージングの手続き等を定めた株式譲渡契約が（株式譲渡証書とは別に）締結されることが多い。

株式譲渡が実行された後、株主名簿への記載、旧株主の株券の消却・新株主への株券の発行、新たな株主リストの登記等の手続きを行う。会社に備え付けられた株主名簿への記載（書換）は、株式譲渡を対象会社や第三者に対抗するために必要となる。なお、株主リストの登記は株式譲渡の実行時に行うことが法令上義務とされているわけではない。

## (2) 事業譲渡

株式譲渡の場合には対象会社の資産や負債を全て承継することになるため、これらの一部のみを承継しようとする場合には、株式譲渡ではなく事業譲渡が選択される。事業譲渡による場合、譲受人は、棚卸資産、売掛金、オフィス・リース、知的財産等の資産の全部または一部の承継を選択することができる。また、どの従業員との雇用を承継するかも選択することもできる（ただし、自動的に承継が可能となるわけではない）。事業譲渡には、取締役会や株主総会の決議が必要となる場合があるほか、資産等の譲渡に関して、当局や第三者からの事前承認やこれらへの通知等の手続きも必要となることがある。

対象会社（事業譲渡の場合には譲渡人）は、事業譲渡による利益に対して所得税を支払う必要があるほか、対象会社が付加価値税（VAT）の登録を受けている場合には動産の譲渡が付加価値税（7%）の対象となり、また、不動産の譲渡が特定事業税（3.3%）の対象となることがある。なお、これらの所得税や付加価値税、特定事業税は一定の条件の下で免除を受けることもできるため、税務に関しては、実務上の運用も含め税務の専門家に確認することが必要となる。

対象会社に対するデューデリジェンスを行った後、事業譲渡契約が締結されることが多い点は株式譲渡と同様である。また、事業譲渡は、資産の引渡しと（一定の資産に関して）当局への登録により実行されることとなる。

## (3) M&Aに係る主な規制

タイでは、2017年に新たな取引競争法が施行された。当該取引競争法によれば、市場の実質的な競争低下につながる企業結合を行う事業者は、企業結合の日から7日以内にかかる企業結合について取引競争委員会に届け出る必要がある。

また、市場の独占または市場支配力の形成につながる企業結合を行う事業者は、事前に取引競

争委員会の承認を得なければならない<sup>9</sup>。

なお、取引競争委員会の告示によれば、以下の取引が企業結合に該当する。

- (i) 他の事業者の通常の事業に係る営業資産の 50%を超える資産の取得
- (ii) 公開会社にあつては、証券取引法に従い他の事業者の議決権の総数の 25%以上の数まで増加する株式、ワラントその他の株式に転換可能な有価証券の取得
- (iii) 非公開会社にあつては、直接または間接を問わず、他の事業者の議決権の総数の 50%を超える議決権付株式の取得

取得者が外国人（外国企業）であり、かつ、対象会社が外国人事業法上制限される卸売・小売業、仲介・代理業、飲食店、ホテル、サービス業等の事業を営んでいる場合には、外国人事業許可が付与されない限り、外国人による保有株式は総株式数の 50%未満としなければならない。更に、対象会社が土地を所有している場合の土地法上の規制や、特定の事業に関して外国人事業法とは別に外国人による所有割合を制限する規制も存在することから、留意が必要である。

---

<sup>9</sup> 企業結合の届出や事前承認に関する具体的な基準に関しては、取引競争委員会が別途定めるものとされている。